

毎月 11 日は

防災を**考**える日

令和3年7月号



「避難の際の5つのポイント」

■ 知っておくべき5つのポイント！

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、**危険な場所にいる人は避難することが原則**です。

- ① 避難とは『難』を『避』けること。安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- ② 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- ③ マスク・消毒液・体温計が不足しています。できるだけ自ら携帯してください。
- ④ 市町村が指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。災害時には市町村ホームページなどで確認してください。
- ⑤ 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況などを十分確認してください。



「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう。

〔「避難情報に関するガイドラインの改定」(内閣府防災情報のページ)を加工して作成〕

■ 防災基礎クイズ

Q. 市町村が発令する避難情報うち、令和3年5月20日で廃止された避難情報は何でしょう？

毎月11日は「防災を考える日」です。

震災の教訓や災害への日頃の備えなどについて、家庭や学校、職場、地域などで話し合ってみましょう。

■ 問い合わせ先／気仙沼市総務部危機管理課防災情報係

☎:0226-22-3402 FAX:0226-22-1467 E-mail:kikikanri@kesenuma.miyagi.jp

(防災避難啓発)